

新潟市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員からの苦情相談に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第23号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4又は第28条の5の規定に基づく」を「第22条の4第1項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、この規則による改正後の新潟市職員からの苦情相談に関する規則第2条第2号に規定する法第22条の4の規定に基づく採用とみなす。